

全国一斉に、 11月21日現在で 全国物価統計調査 を実施します！



国から指定された市内一部地域の小売店舗、飲食店、サービス業を営む事業所等を対象に、国民の消費生活において重要な商品及びサービスの中から180品目を選定し、調査日(11月21日)の価格などを調査します。この調査で、価格決定に関する様々な要素を幅広く調査し、国・県・市の各種行政施策の基礎資料を得ています。

調査は、統計調査員による調査、市町村による調査、総務省による調査の3つの方法で調査します。調査員による調査の対象となる事業所には、「調査員証(顔写真付)」を携行している調査員が、調査票の説明と調査票へのご記入のお願いにお伺いします。ご協力をお願いします。

総務省統計局・熊本県・阿蘇市

〔問い合わせ先〕
企画振興課企画調整係
TEL 22-3169

< 国民年金のお知らせ >

社会保険料控除証明書が発行されます。 ～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、税の申告をする際、納めた全額が社会保険料控除の対象となります。

この社会保険料控除の申告について、国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付等が義務付けられています。

このため、国民年金保険料を納付された方には、「社会保険料控除証明書」が社会保険庁から送付されますので、年末調整や確定申告を行う際まで大切に保管してください。

< 社会保険料控除証明書送付時期 >

- 平成19年1月1日から10月1日までに納付された方には、平成19年11月に送付されます。
- 平成19年10月2日から12月31日までに今年をはじめ納付された方には、平成20年2月に送付されます。

Q. 「社会保険料控除証明書」に記載されている月分の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか？

A. 今年度分として申告できます。「社会保険料控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納付した保険料分の「領収証書」も必ず添付する必要があります。

Q. 家族の保険料を納付した場合も申告することができますか？

A. 世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

〔問い合わせ先〕

社会保険料控除証明書ダイヤル TEL0570-00-9911
※平日9時～17時 (平成19年11月1日～平成20年3月14日)



11月12日(月)から18日(日)までは、女性の権利ホットライン強化週間です。夫婦・親子問題、DV、女性差別など女性をめぐる様々な人権問題に対して、専用電話で相談に応じます。お悩みの方は、ぜひご相談ください。

女性の権利ホットライン